

FILE NO.035

山本事件(愛媛)

- 取材・文 柳原三佳 <http://www.mika-y.com/>
- イラスト 佳岡広澄

■やなぎはらみか  
バイク雑誌の編集記者を経てフリーに。交通事故を主なテーマに執筆する他、TV出演、講演活動も行う。本誌や「週刊朝日」に連載した交通事故の告発ルポは、自賠責制度の大改正につながり話題を呼んだ。また検視や司法解剖に関する取材も精力的に行い、日本の死因究明のひずみを鋭く指摘している。最新刊『焼かれる前に語れ』(共著)、『交通事故被害者は二度泣かされる』など著書多数。自らも限定解除のナナハンライダーである。

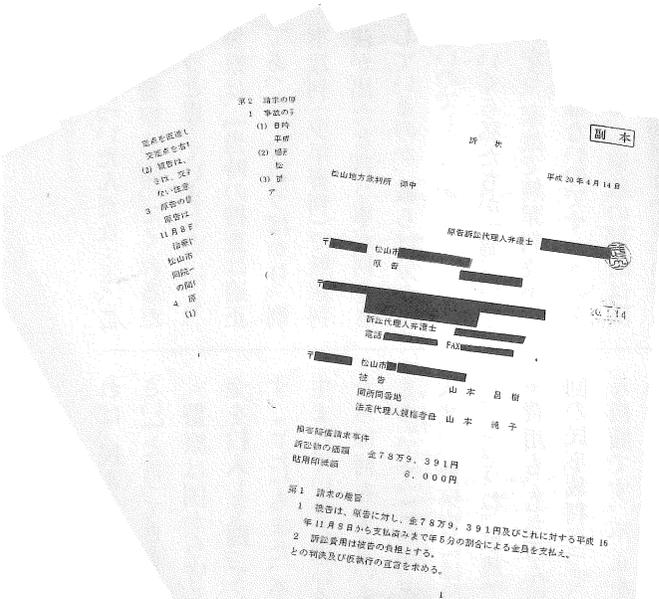
# 「白バイの過失はゼロ。78万9391円を支払え」

感謝料 + 交通費

### 闘いはまだまだ続く……

# 山本少年&母・純子さんが、白バイ隊員に訴えられた!?

本誌が追求を続けている、松山で起こった白バイとスクーターの衝突事故に、またしても大きな動きがあった。なんと、事故から3年半経った今年4月、事故の相手である白バイ隊員が、感謝料と交通費を求める損害賠償請求訴訟を起こしてきたのだ。事故直後から、「前に右折車がいたので、ボクはその後ろで止まっていた」と証言し続けた山本少年。家族の必死の立証活動によって、逆転無罪を勝ち取ったが、民事裁判ではまたしても100%過失を主張され、「被告」となってしまった。家族の闘いは続く……。



ゴールデンウィークの最中、山本さんの元に届いた白バイ隊員からの訴状。この裁判は、すでに松山地裁で行われている民事裁判と同じ法廷で、一緒におこなわれるという。

42000円(1日)×76万4400円になるという。純子さんは語る。「白バイ隊員から送られてきた訴状の内容は、県からの反訴状(※山本さんが昨年11月、警察を相手に起こした民事裁判で、今年、愛媛県からも反訴されている)とほぼ同じでしたが、今回もやっぱり納得できないのは、『事故の態様』の部分でした。訴状の中の『事故の態様』

の項を見ると、次のように記されていた。「愛媛県警察官として職務に従事中の原告が、緊急事案現場へ臨場するため、白バイを運転して、緊急走行(赤色点灯・サイレン吹鳴)で、上記発生場所である市道上三叉路交差点を南から北へ直進中、対向する反訴被告運転山本車が、同三叉路交差点を西へ右折しようとして走行していた際に発生した交

「柳原さん、聞いてください! 5月2日に訴状が届きました。なんと、今度は白バイ隊員本人が個人で訴えてきたんです。またしても息子が被告です。この裁判も、今起きている民事裁判と一緒に進められるそうです。とりあえず、送られてきた訴状を読んでみてください」  
電話の主は、松山の白バイ事故の被害少年、山本昌樹君の母・山本純子さんだ。「山本事件」……、本誌ではこの事件を何度も取り上げてきた。テレビでも見たことがある人は多いのではないだろうか。隣の県で発生した高知の「片岡事件」(スクールバス×白バイ)と並んで、注目を集めている事件だ。それにしても、白バイ隊員の方から裁判を起してきただというのとは、どういことだろう……。  
私は早速、山本さんから転送されてきた「訴状」に目を

通してみた。まず、「原告は白バイ隊員。損害賠償請求額は、感謝料76万4400円と、通院交通費1万8391円を合計した、78万9391円だ。感謝料は、『自賠責保険の計算方法により、原告の要した治療期間606日と治療日数の2倍(91×2)182日のうち日数の少ない実治療日数を対象期間として算出した』とのこと。計算式にすると、『182×



事故を起こした愛媛県警の白バイ。フロントフォークが左に傾いている写真(右)。山本少年が乗っていたビッグスクーターは大破。フロントフォークが折れるほどの衝撃を受けた写真(左)。

通事故である」つまり、この事故はあくまでも山本少年が「右折進行中」に起こった事故だというのが。では、被告である山本少年の「責任」についてはどのような書かれているのだろうか。「被告には、本件事故において、車両を運転するに当たり、次のような過失があるから、民法第709条の不法行為責任を負う。被告は、交差点で右折する場合、は、交差点の中心の直近の内側を徐行することはもちろん、前方左右の安全を確認して直進車との事故の発生を防止しなければならぬ。注意義務があるのにこれを怠り、白バイが交差点を直進しようとして来たのに、進路前方の安全を確認せず、漫然と交差点を右折しようとした。被告は、交差点において、緊急自動車である白バイが接近してきたときは、交差点

イ隊員の考えと主張を聞き  
たいだけ。この時点で警察は  
組織の考えを主張し立証し  
ていこうとしている。警察の  
考え? 警察の主張? 警  
察の立証? 当事者の白バ  
イ隊員は何処に……?」

### 母・純子さんが、 今、改めて思うこと……

純子さんは語る。

「この事故を通じ、私たち親  
子はいろいろなことを学びま  
した。一生のうちで学ばなく  
ても良いことも、また、沢山  
の方との出会いも……。事故  
当時、息子は16歳。バイクに  
憧れ、パソコンでいつもバイク  
を検索していました。16歳に  
やっとなり、念願の免許を取  
れる年齢になり、張り切って  
教習所に通いました。教習  
代も何年も掛け、コッコッ貯  
めたお金です。バイク代もバ  
イトをして少しずつ支払って  
いました。それから、わずか

半年後の事故でした。

小さい頃から几帳面で神  
経質で大胆な事などできま  
せん。だからこそ計画的にバ  
イクを購入したのです。無免  
許でバイクに乗ったり暴走し  
たりする子供ではありませ  
ん。

なぜ、この様な事を今さら  
書いているかと言うと、刑事  
記録の中に、「暴走族」「茶  
髪の少年」と書かれていたか  
らです。

見た目で勝手に判断した  
のでしょうか? 美容師に  
あこがれていた息子です。そ  
のために高校も頑張っていま  
した。

高校からは一方的なテレビ  
のニュースを見て、退学処分  
の話も出ました。

慌てて事情を話しに行く  
と分かっていたたくことがで  
き、事故後も車椅子で学校  
に通いました。息子は息子な  
りに頑張ったし、傷ついたの  
です。

### 目撃者調書捏造疑惑事件! 「澤野事件」(大阪) 高裁判決確定

本誌で取り上げ、また「スーパーモーニング」(テレビ朝日)でも2回特集された大阪の「澤野事件」の高裁判決が、3月28日に下された。一審で9(澤野さん)対1(相手車)だった過失割合は、どうなったのか?  
澤野さんの母・真寿美さんからいただいた手紙を紹介しよう

柳原様

判決の結果はお電話でお伝えしたように、祐輔の過失は9割から6割となり、賠償金は確かに一審よりUPしました(一審がひどすぎたのですが…)。  
しかし、警察が行ったと思われる(私は確信していますが)調書捏造、実況見分をしなかったこと等は宙に浮いたままでした。  
判決後、私は不完全燃焼を起こしています。  
裁判の過程で調書捏造疑惑が発覚しました。だから私達にはこの裁判でしか調書捏造を訴える場がなかったのです。  
被害者家族にとって、事故の事実を知りたいという思いは賠償金と同等の重みを持っています。

複数の目撃者が証言しても、なお、警察官が擁護されています。目撃者と警察官、どちらの証言が正しかったのか? 傍聴された方々が前者の証言に真実を感じたことは疑いありません。  
民事裁判では今回の様にオブラートをかけたような表現が限界なのではないでしょうか。お金は増やしてあげたから捜査のことはこの程度で我慢してね、という感じに受け取れました。  
一審の9割過失に比べれば大進歩なのか、はたまた私たちの訴え「警察捜査疑惑」を無視したものとするのか、判断に苦しむところです。私は裁判の勝ち負けよりも完全燃焼する方に意義を見出しているのかも知れませんが……。これはやはり裁判の王道から外れているのかも知れませんが……。

今も残る左手首の手術の  
キズ、一生消える事のない傷：  
……。このキズにも心無い言葉  
を発せられ、夏でも長袖を  
着ていた時期も有りました。  
副検事から「息子さんだ  
けが大変ではない。白バイ隊  
員のほうがもっと大変だ」と  
言われたとき「何が分かるの  
か?」と怒りがこみ上げてき  
ました。

息子を、非行少年に仕立  
て上げ、罪をなすりつけた警  
察は絶対に許さない。そして、  
息子のことをろくに知ろう  
としないで、家裁に送致した  
検察、副検事も……許さな  
い。  
一生忘れる事のできないも  
のを背負ってしまった息子の  
ために、息子に傷のつくよう  
な終わり方は絶対にしない!

させない! その一心で事故  
後3年半頑張ってきました。  
母は強いと自分でも思い  
ます。警察、検察がどう思お  
うとも、どう書こうとも息  
子を信じて守り抜きます」  
次の民事裁判は、7月9  
日(水曜日)、午後2時から  
松山地裁で開かれる。  
まだまだ、最終地点までの  
道のりは長そうだ。

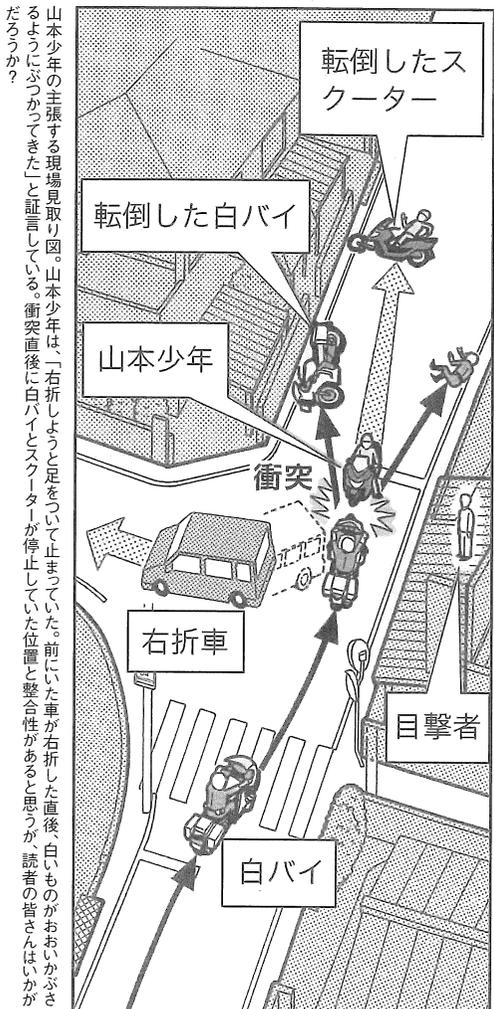
を避け、かつ道路の左側に寄  
つて一時停止しなければなら  
ない注意義務があるのに、こ  
れを怠った」  
ようするに、「右折車の後  
ろで、足をつけて止まっていた」  
という山本少年の言い分は、  
すべて「ウン」という前提で  
訴状が作られていることにな  
る。

さらに、「過失割合」につい  
ては、「基本過失相殺割合に、  
被告の緊急車妨害及び直近  
右折を修正要素として考慮  
した本件事故の過失相殺割  
合は、被告10割、原告0割で  
ある」  
つまり、100%昌樹さん  
の過失だというのだ。  
母親の純子さんに、この訴  
状を見たときの気持ちを聞  
いてみた。  
「結局、白バイ隊員の過失は、  
何ひとつないということなん  
ですよね。  
昨年の3月30日、松山の  
家庭裁判所で不処分(無罪  
判決)が出て「あり、やっとな

実に近づいたんだ……、こ  
れで警察も謝ってくれたら  
ろうと思っていました。でも、  
警察は、「当時の捜査は適正  
であった」と言うばかり。刑  
事裁判(少年審判)で無罪判  
決が出たと言う事が何をさ  
しているのか、彼らは分から  
ないのでしょか。  
いくら私たちが「適正でな  
いから、家裁で無罪判決が出  
たのではないのですか?」と  
言っても、「家裁の判断は関  
係ない。納得行かないのであ

れば、民事裁判をしてくだ  
さい」と言ってきました。  
警察は国から守られ、税  
金を投入して闘ってくるので  
す。ここにもまた、不公平が  
生まれていると思います。私  
たちは何をすることも、自分  
もちうです。これが、どれだけ  
大変か、警察官には分からな  
いでしょうね。家裁での弁護  
士費用も、もちろん自腹。今  
回の民事裁判だって、もちろ  
ん自腹です。不正をした警  
察官は全力で県や国が守って  
くれるのです。おかしすぎま  
す!! 県や国は、不正をし  
た警察官を全力で「正す」の  
が本当だと思います。警察、  
検察、裁判所は変わらなく  
てはならないと思います。冤  
罪はなくなりません」

万一警察側に不正な隠蔽が  
あった場合の処罰は、厳罰を  
もって再発防止の見せしめに  
してもらわないと困ります。  
あつてはならない「犯罪」です。  
身内をかばう体質は何処に  
でも存在しますが」  
『山本さんの事件を特集し  
たテレビのビデオ画像を見る  
限り、事実を偽って相手の方  
に罪をなすりつけてでも身  
内の過失を免れようとする  
警察の行為は、我々の生活を  
犯罪事故から守る警察とし  
ての信用を一気に失わせるに  
十分な内容で、犯罪行為に  
等しく、明日は我が身的な  
怖さもあります。絶対に許  
せませんね!!」



山本少年の主張する現場見取り図。山本少年は、「右折しようとして止まっていた。前にいた車が右折した直後、白バイのものがおいかぶさるようにつつかつてきた」と証言している。衝突直後に白バイとスクーターが停止していた位置と整合性があると思うが、読者の皆さんはいかがだろうか?

山本さんのブログを読んだ  
読者からは、以下のような意  
見が寄せられているという。  
『もちろん、白バイだって人  
間なのだから、ミスはあるで  
しょう。しかし正直に言わず、

『スーパーモーニング(3月26  
日放送)を見ました。その中  
で警察が「県警の考えは法廷  
の場でしっかりと主張・立証  
していきます」と答弁してい  
ました。でも、誰も県警の考  
え・主張・立証を聞きたいの  
ではない。当事者である白バ